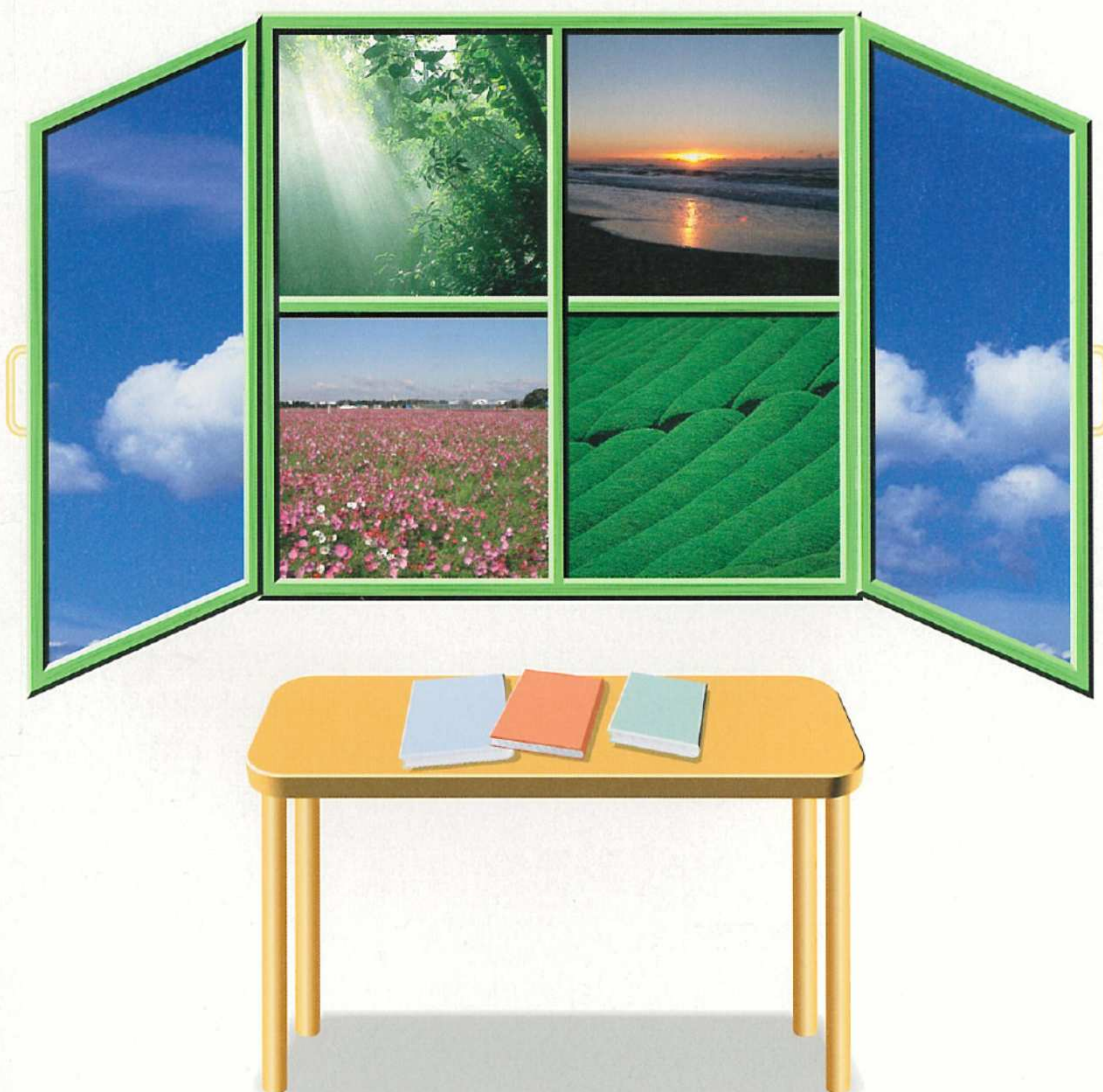


# 新市建設計画

人も自然も美しく 活気あふれる 健康文化都市



平成17年3月

袋井市・浅羽町合併協議会

平成26年3月変更

袋 井 市

# 目 次

<b>I はじめに</b> .....	1
1 合併の必要性	
2 計画作成の方針	
<b>II 新市の概況</b> .....	3
1 位置と地勢	
2 気候	
3 面積	
4 人口	
5 産業	
<b>III 主要指標の見通し</b> .....	5
1 総人口と年齢階層別人口	
2 世帯数と世帯人員	
<b>IV 新市建設の基本方針</b> .....	7
1 新市建設の基本理念	
2 新市の将来像	
3 新市の基本目標	
4 土地利用及び都市構造形成の方針	
<b>V 新市の施策</b> .....	13
1 新市における施策の体系	
2 各主要施策の内容	
(1) 健やか いきいき 心やすらぐまちづくり	
(2) 夢とふるさとを育む 心豊かな人づくり	
(3) 知恵集め 技磨き 明日を拓く産業づくり	
(4) 住んでみたい 住み続けたい 潤いのあるまちづくり	
(5) みんなで築く 安全で 安心して暮らせるまちづくり	
<b>VI 新市における静岡県事業の推進</b> .....	30
1 静岡県に要望する事業	
2 静岡県が予定する事業	
<b>VII 公共施設の適正配置と整備</b> .....	33
<b>VIII 財政計画</b> .....	34
<b>資 料</b> .....	39

# I はじめに

## 1 合併の必要性

地方分権の推進や国・地方の厳しい財政状況、さらには、近年の交通機関や情報通信技術の発達、経済活動の広域化など、市町村を取り巻く環境が変化する中で、行政においては、様々な課題に一体的かつ効果的に取り組むことが求められている。

袋井市、浅羽町は、JR袋井駅を中心に南北に貫く生活圈、経済圏が形成されているとともに、ごみ処理や消防業務など、積極的な連携の中で広域行政を展開するなど、従来より文化的・歴史的にもつながりが深い地域である。

こうした背景から、今後は合併を機に、住民の幸せはもとより、行政の意思決定の迅速化、事務事業の効率化、行財政基盤の強化などを図っていくものである。

### (1) 広域化する住民の生活圈への対応

通勤・通学、買物などの住民の日常生活圏は、交通機関や情報通信網の発達などに伴い、市や町の区域を越え大きく広がりを見せており、こうした日常生活の広域化に対応できる基盤整備を進めるとともに、質の高い住民サービスの提供に努める必要がある。

### (2) 多様化、高度化する住民ニーズへの対応

住民の価値観は、経済的な豊かさに加えて、自己実現による精神的な豊かさを求める傾向にあり、子どもたちが健全に育ち、高齢者もはつらつとして暮らすことができる積極的な社会参画型の仕組みを構築していくことが必要である。また、環境との共生を基本とした循環型社会の形成も求められており、こうした、多様化・高度化する住民ニーズに的確に対応していく必要がある。

### (3) 少子高齢社会への対応

少子高齢化の進行は、地域社会の活力にも大きな影響をもたらすと同時に、医療や福祉などの公共サービスの需要も増えることから、より一層の保健・医療・福祉の緊密な連携が求められる。これらに対応するためには、行政サービスを低下させない中で、行政経費を可能な限り削減するとともに、地域コミュニティの活性化やNPOの育成などにより、互いに支え合う地域社会づくりを推進していく必要がある。

### (4) 地方分権社会への対応

地方分権一括法が施行され、地方自治体は進むべき方向性を自ら決める自己決定能力と、その責任を果たす自己責任能力が求められている。また、国や県からの権限移譲により、事務量の増加と専門性が要求されるため、適切な人材を確保するとともに、地域の実情に即した行政サービスが展開できる体制を確立する必要がある。

### (5) 財政基盤の強化

国及び地方の長期債務残高は約700兆円にものぼり、国においては、地方交付税制度や補助金制度の見直し、さらには税源移譲等いわゆる三位一体の財政構造改革を迫られている。こうした改革は地方自治体にとっても深刻な問題であることから、行財政改革に真剣に取り組み、行財政運営の効率化に努めるとともに、積極的な企業誘致を行うなど、財政基盤の強化を図る必要がある。

## 2 計画作成の方針

### (1) 計画の趣旨

本計画は、8万新市民の幸せと輝ける新市創造に向けて作成するものであり、地域の速やかな一体性の確保や均衡あるまちづくりなど、合併後の新市建設を総合的かつ効果的に推進する。

### (2) 計画の構成

本計画は、新市建設の基本方針、新市の施策、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画を中心として構成する。

### (3) 計画の期間

本計画の期間は、平成17年度から平成31年度までの15年間とする。なお施策や財政計画などについては、必要に応じ見直しを行う。

## II 新市の概況

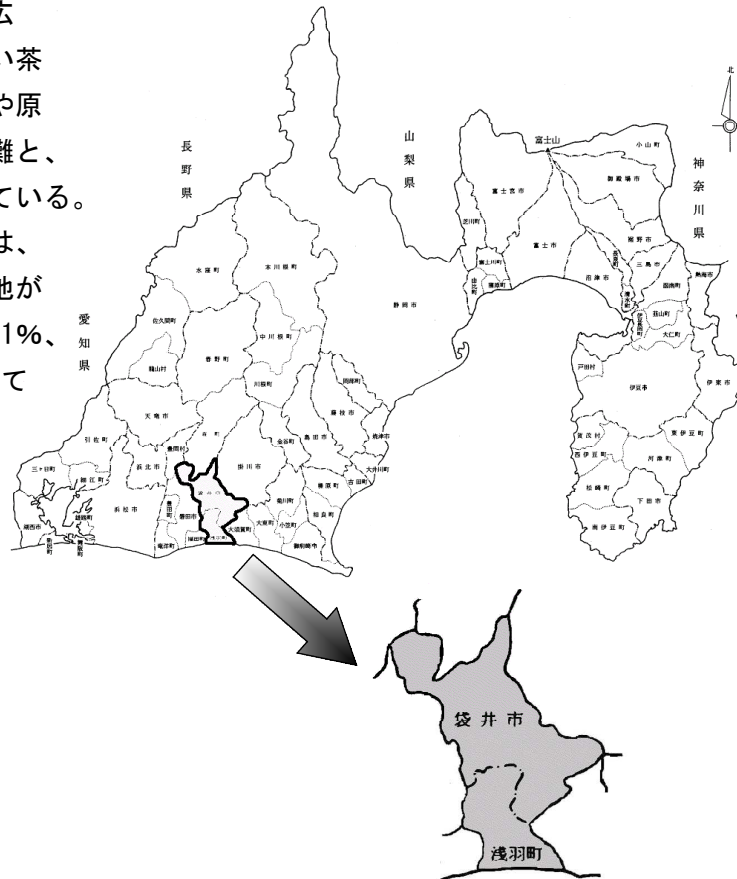
### 1 位置と地勢

新市は、静岡県西部に位置し、東は、掛川市、大須賀町に、西は、磐田市、福田町、豊岡村に、北は、森町に接している。

また、東海道新幹線、東海道本線、東名高速道路、国道1号、国道150号など主要交通路が横断し、東京へは240km、大阪へも320kmと交通条件にも大変恵まれている。

当地域は、豊かに広がる田園地帯と美しい茶畑、さらには太田川や原野谷川、南には遠州灘と、自然環境にも恵まれている。

当地域の土地利用は、平成13年現在で、宅地が15.26%、農地が37.81%、山林が21.54%となっており、極めて平坦な地域が広がり、土地利用もしやすい条件が整っている。



### 2 気候

新市は太平洋に面し、気候は、温暖多雨の太平洋岸式気候である。

夏は南よりの風のため、高温多湿で雨の日が多い。冬は西からの季節風のため、低温で乾燥した晴れの日が多く、この地域独特の「遠州の空っ風」と呼ばれる寒風が吹き、実際の気温より寒く感じられる。また、全国の中でも日照時間が長い地域でもあり、年平均気温も17度前後と1年を通じて快適な環境である。

### 3 面積

新市は、東西約15km、南北約17kmにわたり、面積は108.56km<sup>2</sup>で、県総面積の1.4%を占めている。また、可住地面積は85.13km<sup>2</sup>と総面積の78.4%を占め平坦地が広い地域である。

### 4 人口

平成12年の国勢調査による新市の人口は、78,732人であるが、平成16年10月の人口では約8万3千人と着実に増加を続けている。また、平成14年度の出生率は、11.2人（人口千人当たり）で県平均の9.3人より約2人上回っている。さらに高齢化率は、平成16年4月1日現在で、16.5%と県の高齢化率19.3%を約3ポイント下回っている。また、平均年齢も、平成16年10月1日現在で40.2歳と県平均43.1歳より2.9歳若く、県下でも指折りの「若い」まちとなる。

### 5 産業

就業人口は、第1次産業及び第2次産業の割合が県全体と比べ高くなっているのが特徴である。

第1次産業の就業人口構成比は、近年低下してきているが、平成12年の段階で新市にあてはめると、7.7%となっており、これは、県全体の5.4%より高い数値となっている。

また、第2次産業の構成比は、平成12年の段階では、45.2%と県全体の37.5%を約8ポイント上回り、相対的に「ものづくり」の盛んな地域と言える。

第3次産業は、平成12年の段階では、47.0%と県全体の56.6%を約10ポイント下回っているが、構成比は近年増加傾向にある。

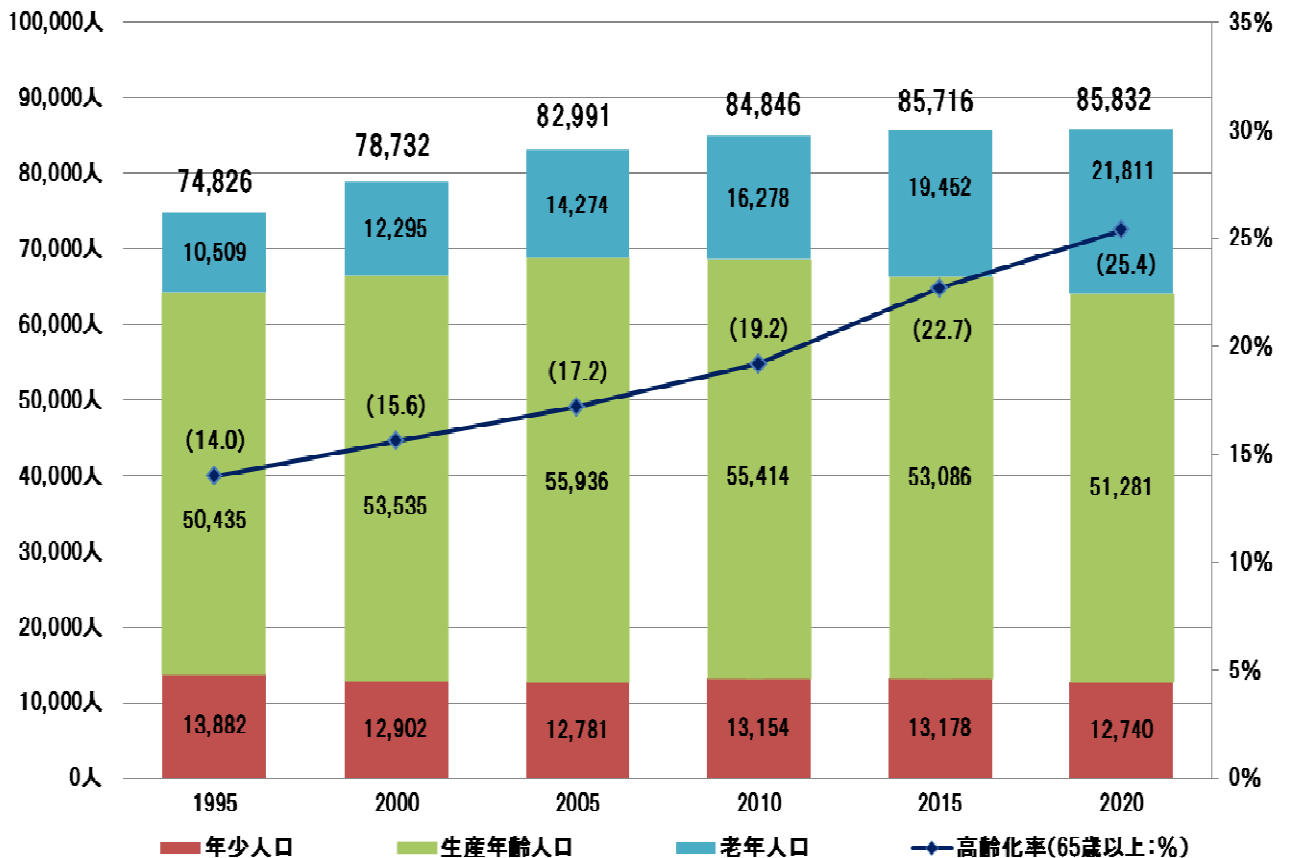
### Ⅲ 主要指標の見通し

#### 1 総人口と年齢階層別人口

今後の新市の総人口を、コーホート要因法(※)によって推計すると、平成32年(2020年)には、85,832人になるものと見込まれる。

新市域では、これまでも人口が増加しているが、新市誕生を契機として、定住・交流基盤や快適な生活環境の整備、福祉・教育・文化環境の充実などの総合的なまちづくりを推進することにより、人口はさらに増加するものと予測される。また、年齢階層別人口における老年人口は、平均寿命の伸長により増加するものと思われ、出生率の低下も加わり、平成32年(2020年)には高齢化率が25.4%になるものと予想される。

袋井市の将来推計人口



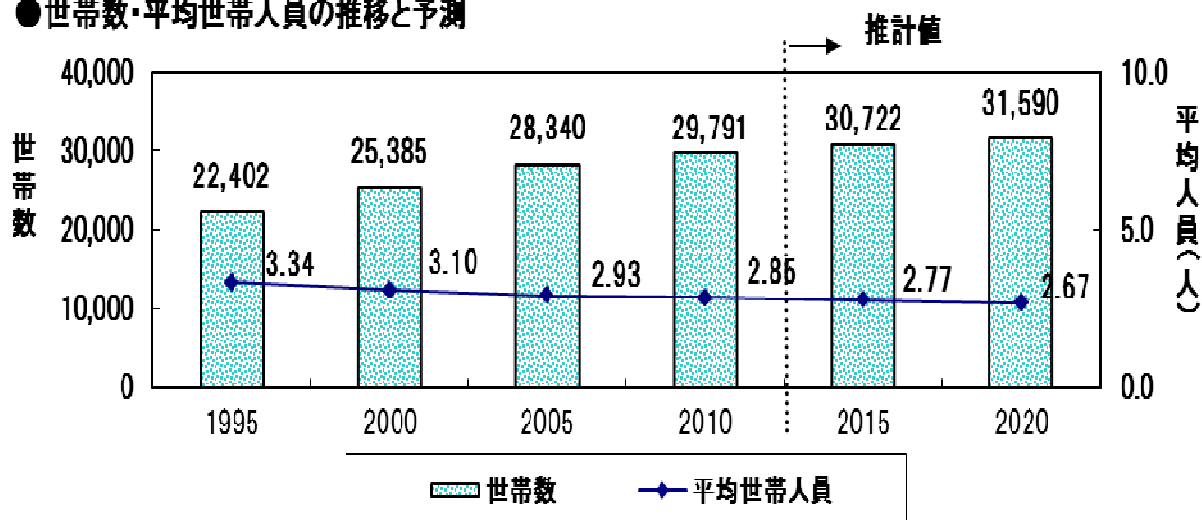
出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所【日本の地域別推計人口（平成25年3月推計）】

※ コーホート要因法は、基準となるある年次の男女別年齢別人口を出発点とし、これに将来の出生率、生存率、純移動率などの仮定値を適用して将来人口を推計する方法

## 2 世帯数と世帯人員

世帯数は、平成 12 年(2000 年)の時点では、25,385 世帯であるが、平成 32 年(2020 年)には、31,590 世帯まで増加するものと予想される。平均世帯人員については、3.10 人が 2.67 人まで減少することが予想され、世帯の小規模化が進行するものと思われる。

### ●世帯数・平均世帯人員の推移と予測



※ 世帯数の予測については、将来人口を推計する方法と同様に仮定値を算出



## IV 新市建設の基本方針

### 1 新市建設の基本理念

新市建設を進めるにあたっては、地域の歴史や伝統・文化を重んじ、またこれらに対する誇りや、市民の相互扶助の精神などを大切にするとともに、だれもが生きがいを感じ、心身ともに健康な市民が暮らすまちを目指すことが重要である。

こうした基本的認識の上に、安心・安全・快適が確保された住みやすい居住環境を整備し、さらにそれを未来のまちづくりにつなげていくためには、多様な交流の機会を創出するとともに、個性が輝く地域と積極的に活動する市民の存在が不可欠である。

そのためには、市民が主体となって、自発的にまちづくりに取り組む姿勢が大切であり、1市1町がこれまで進めてきたまちづくりの方向性、さらには時代の潮流やこの地域が抱える課題などを踏まえ、次の4つを新市建設の基本理念とする。

#### (1) 心身ともに健康な市民が暮らすまちをつくる

自然や人とのふれあいを大切にす心、豊かな情操、社会奉仕やお互いに協力し合う気持ちを育むとともに、すべての市民が、いきいきと活動し、生涯にわたって心身ともに健康に暮らせるまちづくりを進める。

#### (2) 交流と連携により一体感と広がりのあるまちをつくる

市域内外の交流はもとより、相互補完による連携を図り、人と人との和、地域の和を大切にす中で一体感を高めるとともに、さらに広がりのあるまちづくりを進める。

#### (3) 地域特性を生かした魅力あるまちをつくる

豊かな自然環境や特色ある歴史・文化、活力ある産業、各種施設など多様な地域資源を大切にす、地域の特性を生かした個性的で魅力あるまちづくりを進める。

#### (4) 自らの力で歩み続けるまちをつくる

市民が主役となる開かれた市政の推進、市民参画の促進、市民活動の支援などを行うとともに、市民自らの主体性と自己責任に基づいて行動できる地域社会づくりを進める。

## 2 新市の将来像

# 人も自然も美しく 活気あふれる 健康文化都市

### (1) 将来像

新市を構成する「まち」には、そこで生活を営む「ひと」により長年受け継がれた伝統や文化が形成され、地域の特性として醸成されている。こうした貴重な地域資源を育み、長年にわたり積み重ねられたまちづくりの成果が地域の多様性と個性を創出し、今日の姿となって地域の人々の暮らしを支えている。

これからの新しいまちづくりは、「地域自らが考え、地域自らが取り組む主体的な地域づくり」が求められ、それには、地域資源を再認識し、地域の歴史や特性を最大限に生かした取り組みを展開するとともに、人々の価値観や社会経済の変化など、様々な状況に的確に対応する必要がある。

そして、これまでのまちづくりの成果を尊重しつつ、中東遠の中核的都市として、新たな歴史を刻みながら、さらに活力がみなぎるまちづくりを展開していく事が大切であり、これを達成するには、何よりも健康な市民が意欲的にまちづくりに参加することが重要となる。

美しい自然や素朴で心優しい人々の心など、恵まれた新市の地域特性を生かしながら8万新市民の潜在力を最大限発揮するとともに、新市の光り輝く魅力が、新しい価値を産み出し、さらに活気あふれる健康文化都市となるよう「人も自然も美しく 活気あふれる 健康文化都市」を新市の将来像として掲げる。

### (2) 広域的な役割

新市は、静岡県西部地方拠点都市地域、中遠地区ふるさと市町村圏地域に属し、磐田地域、掛川地域と隣接しており、浜松市の中心部までは約20kmの距離である。

これらの都市とは、東名高速道路をはじめ、国道1号や国道150号、東海道本線で結ばれており、今後は、国道150号バイパスや主要幹線道路の建設などにより、さらに交通環境が向上することが見込まれる。

また、静岡空港や新東名高速道路の完成により、今後より広い範囲において、様々な分野での交流やつながりが強まることが予想される。

こうした恵まれた地理的条件や交通条件を基に、近隣地域との連携を更に強化し、新市の特性や個性を生かすとともに、静岡県西部地域における中東遠の中核的都市として、快適な定住の場、通勤・通学の場、地域資源を活用した豊かな交流の場、多彩な産業における雇用、生産・供給の場などの役割を十分発揮し、静岡県土の発展に貢献する。

### 3 新市の基本目標

都市機能や日常的なサービス機能の充実、地域資源の多彩な活用、周辺地域との豊かな交流などによって、新市の自立性や魅力を高めていくため、新市の基本目標として、次の5つの柱を掲げ、その推進を図る。

- ・ 健やか いきいき 心やすらぐまちづくり
- ・ 夢とふるさとを育む 心豊かな人づくり
- ・ 知恵集め 技磨き 明日を拓く産業づくり
- ・ 住んでみたい 住み続けたい 潤いのあるまちづくり
- ・ みんなで築く 安全で 安心して暮らせるまちづくり

#### (1) 健やか いきいき 心やすらぐまちづくり

- ア 高齢者や障害のある人がやすらぎを感じ、安心して生活できる環境づくりを促進する。
- イ 子どもを安心して生み育て、誰もが生きがいを持ち続け、健やかで心豊かにいきいきと暮らせる社会を形成する。
- ウ 性別・年齢・地域などをこえて、ともに支え合い、お互いの人格や人権が尊重される社会を形成する。
- エ 保健・医療・福祉の連携を強化し、日常的な健康づくり、介護予防、先進的  
地域保健医療体制を確立するとともに、各種福祉サービスの提供や社会保障  
などの充実により、安心して暮らせる社会を形成する。

#### (2) 夢とふるさとを育む 心豊かな人づくり

- ア 学校、家庭、地域が一体となり、確かな学力、社会規範、思いやりの心を身に付けた心豊かな人づくりに努める。
- イ 市民の主体的な活動により、地域の歴史・文化を守り、育てるとともに、明日を担う創造性豊かな人材の育成を図る。
- ウ 歴史的・文化的資源の保存・活用や文化・スポーツ施設の整備を進めるとともに、文化・芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動など多様な自主的活動を促進する。

#### (3) 知恵集め 技磨き 明日を拓く産業づくり

- ア 地域社会との調和のもと、農業、商工業などさらなる産業の充実、高度化・高付加価値化を促進するとともに、新たな産業の創出など、活力とにぎわいのある各種産業の振興を図る。
- イ 産学官民の連携体制を一層充実させ、産業振興を進めるとともに地域資源を有効に活用した観光のネットワーク化を図る。
- ウ 勤労者福祉を充実するとともに、明日の産業の担い手となる創造性豊かな人材を育成する。

**(4) 住んでみたい 住み続けたい 潤いのあるまちづくり**

- ア 豊かに広がる田園や茶園、山の緑、川辺、遠州灘海岸など豊かな自然環境の保全・再生・活用を積極的に進める。
- イ 自然環境と調和した秩序ある土地利用を推進し、市民の日常生活や産業活動を支える都市基盤を整備する。
- ウ 都市の健全な発達に必要不可欠な道路網を整備するとともに、公共交通機関や情報通信基盤の整備促進を図り、生活の利便性を高める。
- エ 恵まれた自然環境との調和に配慮しながら、安らぎとゆとりを実感できる美しい景観を備えた居住環境づくりを進める。
- オ 上・下水道や公園など、快適な市民生活を支える生活環境を整備するとともに、自然や歴史的景観の保全など、地域資源を生かした潤いのある美しい都市環境を形成する。
- カ ごみの減量化やリサイクルの推進、クリーンエネルギーの導入など、地球環境にやさしい生活様式への転換を促進し、環境への負荷の少ない資源循環型社会の形成を目指す。

**(5) みんなで築く 安全で 安心して暮らせるまちづくり**

- ア 「新しいまちを、自分達の手でつくりあげる」という市民自立の精神を高めるとともに、互いに知恵を出し合い、自ら行動することで満足感が得られるまちづくりを展開する。
- イ 多彩なコミュニティ活動を充実させ、様々な能力を持った市民が、等しく主体的にまちづくりに関わることができる仕組みを整える。
- ウ 行政とボランティアやNPOとのさらなる連携、市民や企業のまちづくりへの積極的な参加など、市民との協働のまちづくりを推進する。
- エ 地震、風水害、火災などの災害から生命と財産を守る防災対策の強化と、消防・救急体制の整備・充実に努めるとともに、公共施設などの耐震化や防災施設の整備を進める。特に地震対策については、過去の歴史からもこの地域は地震に弱い地域であることから、対策の強化に努める。
- オ 各種団体や企業との連携強化はもとより、県や他自治体との広域防災体制の拡充などを進めるとともに、自主防災組織の強化と市民の防災意識の高揚に努める。
- カ 地域・警察・学校・家庭が相互に連携し、防犯対策、交通安全対策に取り組む。
- キ 消費者の自立支援の強化・充実に努める。
- ク 効率的な行財政運営に心がけるとともに、適切な情報公開を行うなど、より市民に愛され、信頼される市役所となるよう努める。

## 4 土地利用及び都市構造形成の方針

### (1) 土地利用の方針

新市の土地利用については、極めて平野部が多い地域特性を生かすとともに、公共の福祉を優先するなど、これまでの各市町における土地利用の理念を基本としながら、自然との調和を図り、社会的、経済的、文化的な諸条件にも十分配慮して、豊かで暮らしやすい生活環境の確保と新市全体の均衡ある発展を図る。

#### ア 地域相互の連携による広域的な土地利用の推進

地域相互の連携による一体的なまちづくりを推進し、生活の利便性の向上と都市活動を活発化するため、都市機能の集積を促進するなど、広域的視点に立った土地利用の推進を図る。

#### イ 地域特性に応じた土地利用の推進

地域の個性を生かした均衡ある発展を推進していくため、それぞれの地域における自然環境や歴史・風土、市街地の状況に配慮し、ゆとりある地域社会を形成するなど、地域特性に応じた土地利用の推進を図る。

#### ウ 秩序ある土地利用の推進

健康で安全な生活を維持し、機能的な都市活動を確保するため、秩序ある高度な土地利用の促進により、魅力ある都市空間や良好な市街地を形成し、豊かさを生み出す産業基盤を創出する。

#### エ 自然環境と共生した土地利用の推進

豊かに広がる田園や茶園、遠州灘海岸、小笠山など多彩な自然を生かしながら、地域の魅力を向上させ、心豊かな生活を実現するため、自然環境と共生した土地利用の推進を図る。また、特に水害対策には配慮する中で、効率的な土地利用の促進に努める。

### (2) 都市構造形成の方針

新市の均衡ある発展と一体感のあるまちを目指すため、南北地域の連携や交流促進のポイントとなるJR袋井駅周辺を中心核をはじめ、月見の里学遊館や大型商業施設があり、春岡、上山梨第二土地区画整理事業が進む上山梨周辺、浅羽支所をはじめ公共施設が集中している浅名地区、小笠山総合運動公園の設置と上石野、祢宜弥土地区画整理事業が進むJR愛野駅周辺の都市核を中心として、広がりのあるまちづくりを推進するとともに、隣接する磐田地域や掛川地域などとの連携や交流がさらに活発化するよう基幹道路等を整備する。

また、水田や茶畑、太田川、原野谷川、浅羽海岸などの恵まれた資源を保全するとともに、豊かな自然や歴史・文化に触れるなど、新市全体を健康づくりや癒しの空間として位置づける。

#### ア 都市核の形成

新市の核となる地域については、産業の振興はもとより、公共施設などの整備を進め、市内外の人々が集い交流する拠点としての機能を高める。

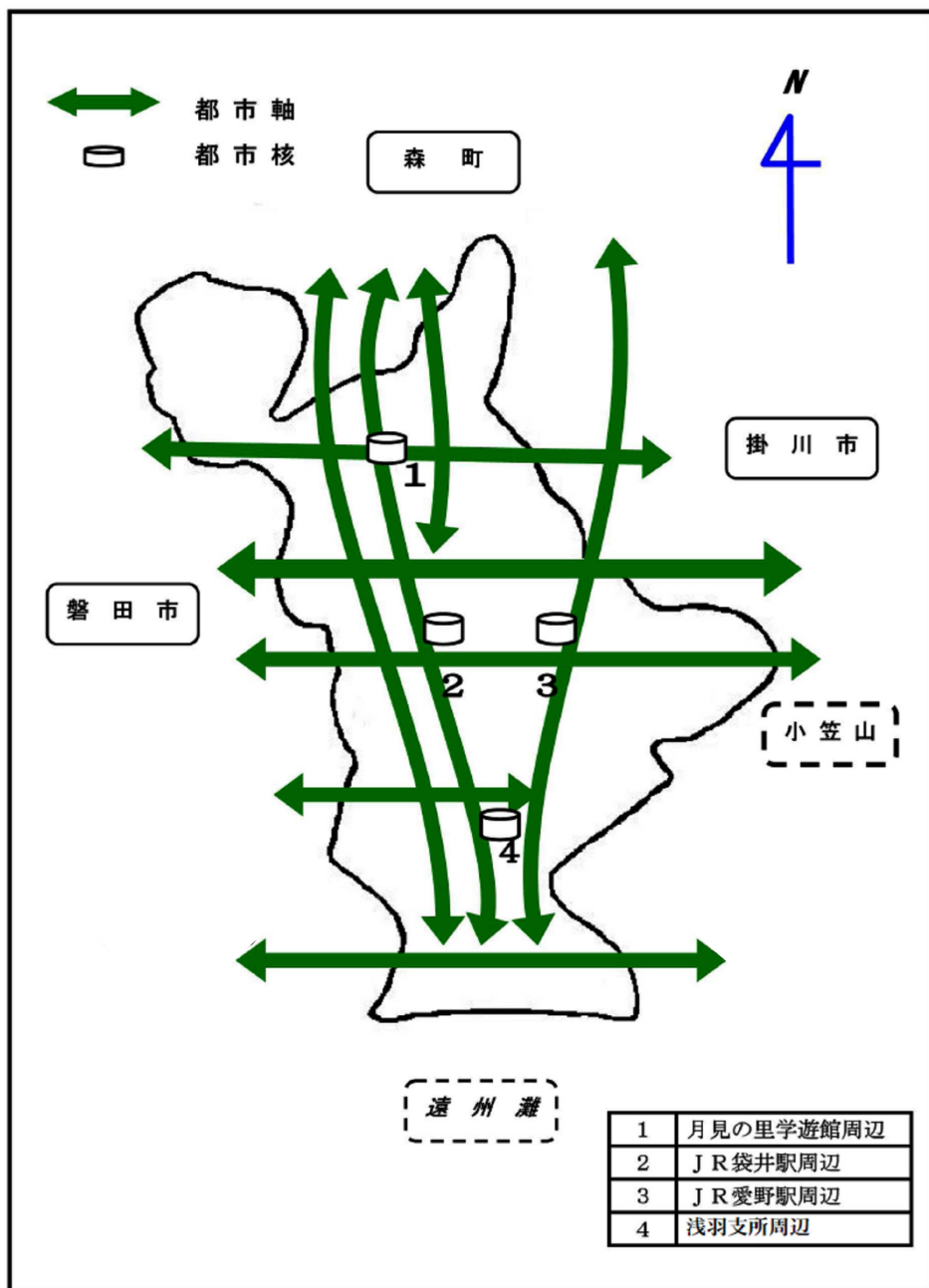
また、公共下水道事業や土地区画整理事業など効率的な基盤整備を進め、良好な居住空間を確保するなど、新市にふさわしい都市核の形成を図る。

イ 都市軸の形成

国・県との連携のもと、東西・南北の交通軸を基本として、広域的な視点に立った幹線道路をはじめ、地域内の都市核を結ぶ幹線道路や生活道路を整備し、機能的な都市軸を形成する。

(7) 幹線道路整備の方針

- a 東名高速道路袋井インターチェンジと国道150号を結ぶ南北都市連携軸の整備
- b 東西連携軸をなす県道磐田掛川線の連続的整備
- c 国道150号の交通渋滞解消を図るためのバイパス整備
- d 都市核を結ぶ都市連携軸の強化



## V 新市の施策

### 1 新市における施策の体系

#### 健やか いきいき 心やすらぐまちづくり

- 生涯にわたる健康づくりの推進
- 高齢者や障害のある人など人にやさしい福祉体制の充実
- 子どもを安心して生み育てられる環境の整備
- いつでも安心して受けられる医療サービスの充実
- 暮らしを支える各種制度の充実

#### 夢とふるさとを育む 心豊かな人づくり

- 確かな学力と豊かな心を育む学校教育の推進
- 人格形成の礎となる家庭教育の充実
- 生涯にわたり自ら学び、個性が輝く生涯学習の推進とスポーツの振興
- 歴史・文化の保存・継承と新たな地域文化の創造・発信

#### 知恵集め 技磨き 明日を拓く産業づくり

- 地域社会・消費者と結びついた農業の振興
- 魅力ある商業・サービス業の振興
- 自然や歴史・文化・産業を生かした観光の振興
- 時代に対応した高付加価値型産業の創出

#### 住んでみたい 住み続けたい 潤いのあるまちづくり

- 潤いのある自然環境との共生
- 景観に配慮した美しい生活空間の形成
- 利便性の高い交通体系の整備
- 快適な暮らしを支える居住環境の整備
- 環境負荷の少ない資源循環型社会の形成

#### みんなで築く 安全で 安心して暮らせるまちづくり

- 市民主体の地域づくり活動の支援
- 市民と行政の協働体制の充実
- 男女共同参画社会の実現
- 防災対策の推進
- 消防・救急体制の充実
- 防犯対策の推進
- 交通安全対策の推進
- 消費者対策の推進
- 住民サービスの充実と効率的な行財政運営の推進

## 2 各主要施策の内容

### (1) 健やか いきいき 心やすらぐまちづくり

#### 【基本方向】

生活様式の変化や急速に進む少子高齢化などにより、市民生活を取り巻く環境は大きく変化してきている。こうした時代の変化に対応していくためには、誰もが元気で互いに支え合うとともに、NPOなどの市民組織が連携するなど、協力し合うことが必要である。

それには、市民一人ひとりが、常に健康を意識し、自ら進んで健康づくりに取り組むことが大切である。このため、体育館や小笠山総合運動公園をはじめとするスポーツ施設や公民館、公会堂を活用した健康づくり、さらには、保健と医療の連携による予防医学の推進に努めるとともに、地域の人々が互いに認め合い、支え合いながらいきいきと暮らすことができる環境を整備する。

また、高齢者の知識、経験、技能を生かした社会貢献の場の創出に努め、自主的な社会活動への参加を促進するとともに、高齢者や障害のある人に対する保健・医療・福祉施策のさらなる充実を図り、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるまちづくりを積極的に進める。

さらには、地域の将来を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つように、保育サービスや児童福祉施策の充実など、地域社会全体で子育てを支援できる環境づくりに取り組むとともに、誰もが安心して暮らせるよう、新市全体をカバーする地域医療体制の整備や夜間・休日の救急医療体制の充実を図る。また、国民健康保険や介護保険など、社会保障の充実を図るとともに、適正な運営を推進する。

#### 【施策の方針】

##### ア 生涯にわたる健康づくりの推進

- (7) (仮)総合健康管理センターなどの整備により、保健・医療・福祉の連携による包括的なサービスを提供し、市民の健康づくりを促進する。
- (4) 市民自らが健康増進と疾病予防を図ることができるよう地域保健活動を推進するとともに、地域コミュニティや各種団体と協働し、正しい知識の普及や啓発を進める。
- (ウ) 市民の健康寿命を延伸するため、早期発見や早期治療を目指した健康診査を主体とする「二次予防」に加え、生活習慣の改善により、健康増進と疾病予防を目的とした「一次予防」の積極的な推進を図る。

##### イ 高齢者や障害のある人など人にやさしい福祉体制の充実

- (7) 高齢者や障害のある人などの福祉施策に積極的に取り組むとともに、介護予防の充実を図る。
- (4) 高齢者や障害のある人が、生きがいを持ち、意欲的に社会参加できる環境を整備する。



(ウ) 医療機関、社会福祉協議会、地域、行政が連携する中で、要支援者を総合的に支援する仕組みを構築する。

(エ) 住民のすべてが、安全で安心して住み続けることができるようユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを進める。

**ウ 子どもを安心して生み育てられる環境の整備**

(ア) 育児に関する知識の普及や栄養指導などを充実するとともに、健康相談や家庭訪問を通して子どもの健全な心身の発達を促進する。

(イ) 疾病予防や健康の保持増進に必要な各種健康診査を充実し、乳幼児や母親などの健康保持を推進する。

(ウ) 多様化する保育ニーズへの対応や相談機能の充実など、地域や家庭における子育て支援体制の充実に取り組む。

(エ) 子育てと仕事の両立を支援する様々な保育サービスを提供する。

(オ) 幼稚園教育と併せて保育の充実・効率化を図るため、幼保一元化を推進する。

(カ) 親子連れで、いつでも気軽に楽しむことができる公園などを整備する。

**エ いつでも安心して受けられる医療サービスの充実**

(ア) 聖隷袋井市民病院が中核機関となり、地元医師会や保健機関などと連携し、予防、治療、リハビリ（機能回復の訓練）など総合的な保健・医療・福祉体制の充実を図る。

(イ) 増加する救急医療ニーズに的確に対応するため、夜間や休日の救急医療体制の充実を図るとともに、医療機関の機能分担と連携を強化する。また、特に南部地域にあっては、救急患者への速やかな対応が求められることから、高規格救急車の増配置など、効率的な地域医療体制を確立する。

(ウ) 予防・医療サービスを充実するため、市民病院の整備を推進する。

**オ 暮らしを支える各種制度の充実**

(ア) 国民年金、国民健康保険、老人保健、介護保険、低所得者支援などの社会保障の充実と適正な運営を推進する。

**【新市が実施する主要事業】**

事業名	事業概要
(仮)総合健康管理センター整備事業	保健・医療・福祉の連携により、総合的なサービスを提供する健康づくりの拠点を整備する。
健康づくり推進事業	各種健康診査や検診の充実、ウォーキングコースの整備、地域における健康づくりリーダーの育成、食育の普及などを通して、市民の健康づくりを推進する。
高齢者生きがいづくり推進事業	「寝たきり」・「認知症（痴呆）」予防をはじめ、能力活用（シルバー人材センターなど）、老人クラブ活動の促進など、社会参加や交流の機会拡大を図る。

V 新市の施策

事業名	事業概要
地域福祉推進事業	社会福祉協議会への支援をはじめ、地域福祉を推進する組織づくりや人材の育成など、地域に根ざした福祉サービス体制を強化する。
福祉施設整備事業	他の市町村や社会福祉法人・NPO法人などと連携し、各種の福祉施設を計画的に整備するとともに、高齢者が気楽に利用でき、やすらぐことのできる施設を整備する。
ユニバーサルデザインのまちづくり事業	すべての人が利用しやすい建物や道路、公共交通機関、公共施設などの整備・改善を促進する。
子育て支援推進事業	多様な保育サービスの提供、地域子育て支援センターや放課後児童クラブの充実、乳幼児医療費助成など積極的な子育て支援を行う。
幼保一元化推進事業	時代のニーズに対応するため、幼稚園、保育所の建て替えなどに合わせて、園舎を整備し、幼保一元化を推進する。
新市民病院建設事業	地域医療サービスの中核機関として、また大規模災害時における拠点病院としての機能を有する施設整備を推進する。

## (2) 夢とふるさとを育む 心豊かな人づくり

### 【基本方向】

未来ある子どもたちが、身近な自然や地域の伝統・文化などに触れながら、ふるさとに誇りと愛着を持ち、健やかに成長することは、地域の未来にとって大切なことである。

新市の将来を担う心豊かな子どもたちの育成に向けて、学校、家庭、地域が一体となって社会規範を身に付けさせ、思いやりの心を育むとともに、地域の自然や歴史・文化などについて学ぶ機会を拡充する。また、市内の大学や高等学校などとも連携するなど、教育環境の充実を図るとともに、学校や企業、研究機関など、地域の人材を活用して、誰もが自由に学習機会を選択し、幅広い知識や教養を身に付けることを可能にする生涯学習のまちづくりを推進する。

このため、文化、芸術、スポーツ、レクリエーション活動などを身近に楽しむことができる環境づくりをはじめ様々な交流の機会を積極的に展開する。

### 【施策の方針】

#### ア 確かな学力と豊かな心を育む学校教育の推進

- (ア) 子どもたちが、心身ともに健康で、心豊かな市民として成長するよう、確かな学力を育むとともに、郷土について学ぶ場の工夫やITの活用など、国際化や情報化に対応した魅力ある教育環境づくりを進める。
- (イ) 自然・歴史・文化など地域の教育資源を活用した体験学習をはじめ、地域の人材や企業などの協力を得るなど、郷土に誇りと愛着がもてる教育活動を展開するとともに、豊かな人間性を醸成するため、徳育の一層の推進を図る。
- (ウ) 家庭での食事はもとより、給食などを通じて、食の安全や食品の選び方、食べ物に感謝する気持ちなど、食育を推進し、望ましい食習慣を身に付ける。
- (エ) スポーツや文化活動などを通じた学校間交流を積極的に行い、子どもたちの視野を広げ、互いに支え合う友好の輪を築く。
- (オ) 特色ある学校づくりをはじめ、高校や大学との連携、教育の一貫性と連続性の確保や学区の弾力的運用、学習支援員の配置など様々な方法を工夫し、学校教育の充実を図る。

#### イ 人格形成の礎となる家庭教育の充実

- (ア) 教育の出発点である家庭教育の充実を図り、基本的生活習慣や社会規範を身に付けさせるとともに、思いやりの心を育む。
- (イ) 父親の積極的な子育てへの参加を促進するとともに、学校との連携を密にし、地域ぐるみの子育てを推進する。
- (ウ) 幼児期からの教育が大切であることから、自分の成長期や子育ての経験を社会に活かしていく考えの普及に努める。

#### ウ 生涯にわたり自ら学び、個性が輝く生涯学習の推進とスポーツの振興

- (ア) 高等教育機関や企業との連携、地域の人材活用、さらには、高度情報通信技術などを活用し、幅広く学習する機会を持つことができる仕組みをつくる。

- (イ) 文化、芸術、スポーツ、レクリエーション活動などを通じて自己表現することや、いろいろなことに挑戦できる環境を整備する。
- (ウ) 地域コミュニティや文化、スポーツ活動の拠点施設として、コミュニティセンターなどを整備するとともに、既存の施設相互の役割分担・有効活用を図る。
- (エ) いつでも、どこでも、誰でも気軽に楽しめるスポーツ、レクリエーション活動の普及拡大に努める。
- (オ) ウォーキングイベントやコンサートの開催など文化・芸術・スポーツなどを通じて地域内外の人々が積極的に交流し楽しめる機会をつくる。

## エ 歴史・文化の保存・継承と新たな地域文化の創造・発信

- (ア) 地域の歴史や文化、伝統芸能などを大切に守り育て、後世に継承するとともに歴史的な建造物や史跡などの保存、活用に努める。
- (イ) 圏域内外における“ひと・もの・情報”の積極的な交流を図り、新たな文化の創造と発信につなげる。

### 【新市が実施する主要事業】

事業名	事業概要
学校教育施設整備事業	校（園）舎、体育館、プールなどの増改築や耐震化など、子どもたちが安心して学べる環境を整備する。
教育ネットワークシステム事業	市内の小中学校間のイントラネットを構築し、情報教育の充実や学校間交流など広く学校教育を支援する。
学校給食センター整備事業	学校給食を効率的に実施するため、必要な施設整備を行うとともに、食育の推進に努める。
特色ある学校づくり事業	各校の教育課題を明確にし、創意工夫をこらした教育課程を編成するなど、地域の特色を生かした学校づくりを進める。
徳育推進事業	一家一徳運動や親子ふれあい奉仕活動、様々な分野で活躍する地域人材との交流など、家庭・地域・学校が一体となった取り組みを進め、倫理観や規範意識、向上心を備えた子どもの育成を図る。
生涯学習推進事業	多様化・高度化する市民の学習ニーズに対応するため、各種講座や公民館活動の充実など、学習機会の拡大を図る。
文化・教育施設予約システム整備事業	公民館やスポーツ施設などの予約がインターネットを通じて行うことができる体制を整備する。

## V 新市の施策

事業名	事業概要
スポーツ振興事業	広く市民スポーツの振興を図るとともに、スポーツ大会の充実や指導者・選手の養成、エコパの利用促進など、体育協会や各種スポーツ団体との連携を強化する。
スポーツ施設整備事業	子どもからお年寄りまで、誰もが気軽にスポーツに親しめる施設及び環境を整備する。
中央図書館整備事業	住民が自ら学習する場を充実させるため、既存の図書館などとの連携も含め、郷土資料館などの機能を備えた複合施設を整備する。
文化振興事業	地域文化活動奨励事業や質の高い本物の芸術文化に触れる機会の充実など市民の文化活動を支援する。
文化財保護・活用事業	埋蔵文化財の発掘、歴史的建造物・史跡・伝統芸能の保護を進めるとともに、これらの積極的な活用に努める。

### (3) 知恵集め 技磨き 明日を拓く産業づくり

#### 【基本方向】

活力ある経済活動は、まちと人々の暮らしに豊かさを与え、地域発展の重要な基盤となる。また、安定した就労機会の存在は、住民の定住の大きな要因となり、地域外からも人々を呼び寄せることとなる。

当地域は、県内有数の稲作地帯であるとともに、マスクメロンやお茶など全国的なブランド力を誇る農産物の生産をはじめ、交通の利便性を生かした多彩な製造業の立地など、農・工・商のバランスのとれた産業構造を持ち、これまで着実に発展してきた。

しかしながら、今日では経済の国際化、国際分業の進展、少子高齢化、消費者ニーズの多様化などを背景に、各産業とも新たな課題を抱えている。今後も、こうした地域産業を一層発展させ、地域の活力をより高めていくためには、大学や研究機関との連携、異業種交流などにより、地域の特性を生かした新たな産業や価値の創出などにも戦略的に取り組むことが必要である。

また、時代のニーズにあった意欲ある人材の育成を図るとともに、持てる能力を十分に発揮できる就労環境の整備を促進する。

#### 【施策の方針】

##### ア 地域社会・消費者と結びついた農業の振興

(7) これまでに培われた生産・流通基盤を強化し、全国的にも有名なマスクメロンやお茶などのブランド力の強化や新たな特産品の開発など、企業の経営に取り組む担い手の育成を図るとともに、農業基盤整備事業により遊休農地などの有効活用を図る。

(1) 生産・加工製造、さらには、販売や観光を組み合わせた農業の高度化や総合産業化を促進する。

(4) 観光産業や地産地消、食育運動と結びついた農業の振興を図る。

##### イ 魅力ある商業・サービス業の振興

(7) 消費者が快適に買い物ができるよう、地域の個性を生かした魅力ある商店街づくりを進めるとともに、郊外型の新たな商業集積地区との共存共栄を図る。

(1) 特産品の開発やブランド化、大学や研究機関との産学連携、まちづくりと結びついた商業・サービス業の振興など、各産業分野での高度化を促進する。

##### ウ 自然や歴史・文化・産業を生かした観光の振興

(7) 歴史・文化的観光資源、地場産品や豊かな自然環境の連携を図ることで、新たな地域のイメージを引き出し、新市としての魅力をより高める。

(1) 遠州三山をはじめ、久野城址や馬伏塚城跡、田遊祭や木原大念佛、稚児流鍋馬ちごやぶさめなどの歴史的・文化的資源、さらには四季を彩る花の名所や浅羽海岸などを生かすとともに、小笠山総合運動公園などの新たな資源を積極的に活用する。

(4) 恵まれた交通条件に加え、静岡空港や新東名高速道路などを活用し、地域産業や観光の活性化を図る。

- (イ) 地域の特性を生かした個性的な地域づくりを進めるとともに、高度情報通信技術などを活用し、地域の魅力を広く情報発信する。
- (ロ) 既存観光施設との調整・連携を推進し、体験型観光や産業観光、エコツーリズムなど新しい観光交流の促進を図る。
- (ハ) 観光協会等と連携し、年間450万人とも言われる観光入込客への案内やおもてなしなど、観光客の受入体制を充実する。

**エ 時代に対応した高付加価値型産業の創出**

- (ア) 農業、工業、商業・サービス業が、バランスよく立地したこの地域の産業の特徴を生かし、各産業間や異業種の交流・連携を進め、新たな産業の創造を図るとともに、意欲的な企業や起業家を支援する。
- (イ) 既存工業団地をはじめ、国道150号バイパス沿道、東名袋井インターチェンジ周辺や小笠山南西麓などの地理的優位性を生かした高度土地利用を図り、積極的な企業誘致を推進する。
- (ロ) 静岡理工科大学などの高等教育機関をはじめ、研究機関との共同研究など産学官の連携をより強化し、新規事業化に向けた取り組みを促進する。
- (ハ) 経済団体と連携し、技術革新に対応できる高度な専門知識や技能を持った人材の育成及び確保を図る。

**【新市が実施する主要事業】**

事業名	事業概要
農業担い手育成事業	農地の集積等による経営の合理化、施設の大型化や管理の自動化による作業負担の軽減など、認定農業者や若い後継者の意欲的な取り組みを支援する。
農業基盤整備事業	水田や茶畑の面的整備、暗渠排水整備、農道の整備、農業用排水路の整備、ため池整備など、農業の生産基盤を整備する。
地産地消推進事業	有機栽培や低農薬栽培の指導など安全・安心な農産物の普及を進めるとともに、教育委員会とも連携し、食育に地産地消を取り入れる。また、生産者などによる「新鮮市」の開設など、地産地消を推進する。
商店街振興支援事業	商業全体の活性化を促すため、商業団体やまちづくり組織などへの支援をはじめ、空店舗を活用したチャレンジショップ支援や来訪者の利便に供する施設整備などを進める。

## V 新市の施策

事業名	事業概要
観光振興事業	新市における観光振興の拠点を整備するとともに、主要観光スポットを結ぶ道路や遊歩道の整備を図る。また、観光協会などと連携し、観光案内所や案内看板の設置、観光ボランティアの育成、さらには、県西部地域と連携した滞在型観光を推進する。
優良企業の誘致促進	地域経済の活性化及び雇用の確保のため、新たな工業団地の整備や進出企業への優遇助成制度を充実させるなど、更なる優良企業の誘致を進めるとともに、既存企業の定着に努める。
産学官連携事業	静岡理工科大学を中心とした産学官の連携により、地元企業の技術開発、高度技能の継承、先進的な事業の創業などを支援する。



(4) 住んでみたい 住み続けたい 潤いのあるまちづくり

【基本方向】

四季折々の美しい自然に囲まれた潤いのある快適な生活空間は、そこに住む人々の心にやすらぎを与える。

新市には、豊かに広がる田園や茶園、山の緑、美しい花々、太田川水系や遠州灘海岸など四季を彩る豊かな自然がある。この恵まれた自然環境との調和に配慮しながら、やすらぎとゆとりを実感できる快適な生活環境と美しい都市景観を備えた居住環境づくりを進めることが大切である。

土地は限られた資源であり、豊かな市民生活や活力ある産業活動の基盤であることから、自然環境・歴史・文化・経済などの地域特性に配慮し、市域全体の均衡ある発展に向けて計画的な土地利用を図る。

また、新市としての一体感を醸成するとともに、生活者の利便性や周辺都市との交流、連携を図るため、都市拠点を考慮した幹線道路を軸に生活道路を整備し、機動性の高い道路網を構築する。

市街地では、基盤整備と高度土地利用を促進するとともに、周辺地域では、公園の整備など、地域特性を生かした秩序と潤いのある居住環境を創出し、調和のとれた快適で機能的な生活空間を形成する。

さらには、電気・ガス・水資源などの省資源・省エネルギーや環境保全に対する意識の高揚を図り、市民・企業・行政が一体となった、ごみの減量化運動、リサイクル運動、環境保全・美化運動、クリーンエネルギーの普及などを推進する。

そして、快適で安心できる市民生活を支えるため、水資源の確保はもとより、適切な水道管理に努めるとともに、環境に配慮した資源循環型社会を目指し、生活排水や廃棄物の適正処理、汚泥・し尿処理施設の適正な維持管理、騒音・悪臭などの公害や廃棄物の不法投棄の防止にも努める。

【施策の方針】

ア 潤いのある自然環境との共生

- (ア) 新市の財産である恵まれた自然環境や多様な生態系を保全・再生し、市域全体に自然があふれ、心やすらぐまちにする。
- (イ) 砂浜の侵食防止や砂防林の管理に努めるとともに、市民のレクリエーション機能を備えた浜辺空間を創出する。
- (ウ) 太田川、原野谷川、遠州灘海岸の水辺空間など、人々が気軽に自然とふれあえる場を創出する。
- (エ) 恵まれた自然の中で営まれる農業などの環境保全機能を大切に、人と自然が共生できる仕組みをつくる。

イ 景観に配慮した美しい生活空間の形成

- (ア) 田園や茶園などの自然景観をはじめ、東海道の松並木など、この地域特有の美しい景観を保全・継承する。
- (イ) 農産物の生産機能はもとより、大雨時の洪水調整機能や広大な潤いのある原

風景としての田園空間を守り育てる。

- (ウ) 市民の環境意識の高揚により、太田川や原野谷川などの流域全体に清流を取り戻すとともに、市民が気軽に親しめる水辺空間を創出する。
- (エ) 身近な公園、緑地、水辺空間などを整備し、花と緑があふれる都市景観に配慮した美しい生活空間の形成に努める。
- (オ) 墓地に対する新たな需要に応えるため、自然環境と調和した墓地施設などの整備に配慮する。

#### ウ 利便性の高い交通体系の整備

- (ア) 地域を東西に走る主要幹線道路とをつなぐ南北道路を整備・充実し、市域内の迅速な移動や地域の一体感の醸成を図る。
- (イ) 広域的な交流や連携の強化を図るため、国道150号バイパスや県道磐田掛川線などの東西幹線道路の整備を促進する。
- (ウ) JR袋井駅南口の整備と駅舎機能の充実を速やかに進め、利便性の向上を図るとともに、交流人口の増大を図る。
- (エ) 災害・緊急時における市民の安全性や日常生活の利便性を高めるため、生活道路の整備を促進する。
- (オ) 地域住民の日常生活に欠くことのできない公共交通機関として、自主運行バスの広域化、現行バス路線の維持、天竜浜名湖鉄道の利便性の向上を図る。

#### エ 快適な暮らしを支える居住環境の整備

- (ア) 土地区画整理事業を推進するとともに、優良な民間開発を誘導するなど、魅力ある居住環境を整備する。
- (イ) 花と緑に包まれた安らぎを与える公園、街路樹、生垣、花壇、潤いのある水辺や浜辺の空間など、特色ある居住空間の整備を進める。
- (ウ) 安全で良質な水を安定的に供給するため、水質管理の強化に努めるとともに、地下水の採取を抑制し、配水池や管路などの水道施設を計画的に整備する。
- (エ) 生活排水対策として、公共下水道や合併処理浄化槽などの整備を効果的・計画的に推進する。
- (オ) インターネットやケーブルテレビなど、高度情報通信技術を市民や行政が身近に利活用できる環境整備を促進する。

#### オ 環境負荷の少ない資源循環型社会の形成

- (ア) 市民・企業・行政が一体となって、省資源・省エネルギーに取り組み、環境負荷の少ないまちをつくる。また、この地域特有の長い日照時間や風を活かしたクリーンエネルギーの積極的な活用を促進する。
- (イ) ごみの減量化や再資源化を推進し、資源循環型社会の構築を進める。
- (ウ) 環境に関する学習の機会を広げ、市民の環境意識の高揚を図り、積極的な環境活動を促進する。
- (エ) 騒音、悪臭などの公害や廃棄物の不法投棄に対する適正な規制・指導を行うとともに、自主管理体制の充実を促進する。

【新市が実施する主要事業】

事業名	事業概要
海浜公園等整備事業	浅羽海岸を市民のレクリエーションゾーンとして整備するとともに、海岸の浸食防止対策など、海浜環境の保全に努める。
太田川・原野谷川環境整備事業	河川の水質浄化モデル事業をはじめ、河川公園の整備、河川環境美化運動など、新市の主要河川にふさわしい事業を進める。
J R袋井駅舎改築及び駅南整備事業	南北自由通路や南口の設置といった駅舎の改築をはじめ、南口広場の整備、周辺の土地利用に向けた治水対策など、新市の中心核として拠点性を高める。
主要市道整備事業	地域内の都市拠点間の結びつきを強めるルートや隣接市街地へのアクセス性が高まるルートを整備する。
人にやさしい道づくり事業	狭隘道路の解消や歩道の整備など、歩行者や自転車に配慮した、誰もが安全に通行できる道づくりを進める。
自主運行バス事業	現行のルートや運行形態を見直し、広域化に対応した運行を行う。
土地区画整理事業	現在施行中及び計画中の土地区画整理事業を引き続き推進する。
公園整備事業	街区公園や多目的広場など、誰もが気軽に利用しやすい公園の整備を計画的に進める。
上水道事業	計画的な施設更新や配水管布設、適正な維持管理に努め、良質な水の安定供給を行うとともに、効率的な経営に努める。
生活排水対策事業	公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽を効果的に組合せ、計画的かつ効率的な生活排水対策を進める。
クリーンエネルギー活用事業	太陽光発電や風力発電システムなど環境に負荷の少ないクリーンエネルギーの積極的な活用を促す。
ごみ焼却施設建設事業	既存施設の老朽化に伴い、環境に配慮した新たなごみ焼却施設を建設する。
一般廃棄物最終処分場整備事業	中遠地区広域市町村圏事務組合の最終処分場建設を連携して進める。

**(5) みんなで築く 安全で 安心して暮らせるまちづくり**

**【基本方向】**

活力ある地域社会を確立するためには、市民一人ひとりが、互いに役割を分かち合い、理解し合い、自分達のまちは自分達の手でつくるという市民主体の認識を持ちながら、まちづくりに取り組む姿勢が大切である。

市民が、地域への誇りと愛着を持ち、地域活動や住民同士の交流を通じて、安心して暮らせるコミュニティづくりを進め、市民と行政が、互いの責任と役割を自覚し、ともに考え、ともに行動する協働のまちづくりを推進する。

そして、男女が良きパートナーとして、家庭や地域社会など様々な場面で、個性と能力を発揮し、ともに理解し合い、責任を分かち合える男女共同参画社会の実現を目指す。

また、新市は、東海地震の地震防災対策強化地域に指定されるなど、従来から地震対策への取り組みを積極的に推進してきているが、避難地や避難路の確保、公共施設の耐震化など、さらに都市防災力を強化する必要がある。

このため、道路、河川、公園などの都市基盤整備や砂防・治山事業、太田川水系や弁財天川水系などの治水事業を引き続き進め、災害から市民の生命と財産を守る。また、災害時に迅速かつ確かな応急対策などが実施できるよう関係機関との連携を一層強化し、防災拠点・資機材・防災無線などの整備、情報収集・連絡体制、相互応援体制など、総合的な防災体制の確立に努めるとともに、緊急時の新たな情報伝達手段として、コミュニティFMや戸別受信機の導入などについても検討を行う。

そして、市民一人ひとりの防災知識の普及・啓発に努めるなど、防災意識の高揚を図り、地域における自主防災体制を強化するとともに、常備消防の消防力・救急救助体制の充実を図る。

さらには、自治会・防犯推進団体・交通安全組織などと連携した地域防犯活動、交通安全運動の推進や交通安全施設の整備を進め、生命や暮らしを脅かす犯罪や交通事故など、様々な危険から人々を守る対策を講じる。また、近年オレオレ詐欺などの悪質な犯罪が急増していることから消費生活センターを設置し、消費者への適切な情報提供をはじめ、消費生活・苦情相談の充実や消費者団体の活動を支援する。

また、新市が自立し個性的で活力ある地域社会を実現するため、行財政改革を着実に進めるとともに、住民サービスの向上に努めるなど、効率的・効果的な行政運営に努める。

**【施策の方針】**

**ア 市民主体の地域づくり活動の支援**

- (7) コミュニティ活動や地域づくり活動に取り組む市民や団体を支援し、それぞれが活動しやすい仕組みや環境を整備するとともに、団体間の交流と連携を促進する。

- (イ) 子どもから高齢者、障害のある人、さらには外国人など、この地域に住むすべての人々が、お互いを理解し合い、安心して暮らすことができる地域コミュニティの形成を図るとともに、地域をこえて、文化・スポーツ・ボランティア活動など様々な場面で交流できる環境を整備する。
- (ロ) 福祉や子育て、教育、環境など様々な課題に取り組むボランティア団体やNPOを支援・育成し、地域社会を支える基盤を整備する。
- (ハ) 教育、文化、スポーツなど様々な分野において、積極的に国際交流を展開するとともに、地域に住む外国人との交流も図り、相互理解を深める。

#### イ 市民と行政の協働体制の充実

- (ア) 市民が、それぞれの個性を生かし、お互いを尊重しながら、主体的にまちづくりに取り組めるよう、市民と行政との協力関係を強化し、協働でまちづくりに取り組む体制をつくる。
- (イ) 行政は情報公開はもとより行政運営に対する説明責任を果たすことが必要であることから、市民と行政の信頼関係を強化し、市民の創意がまちづくりに生かされる機会や仕組みを構築する。

#### ウ 男女共同参画社会の実現

- (ア) 家庭、地域社会、就業、教育など様々な場面で、男女が対等の立場で互いに理解し、責任を分かち合い良きパートナーとして、それぞれの個性と能力が発揮できる社会の実現を目指す。

#### エ 防災対策の推進

- (ア) 予想される東海地震などから市民の生命と財産を守るため、既存建築物などの耐震化を図るプロジェクト「TOUKA I-O」の推進に併せ、公共施設の耐震化、防災関連施設や防災資機材などの整備、発災時の災害応急対策や復旧対策などを充実するとともに、さらなる防災意識の高揚、機能的な防災体制の強化を図る。
- (イ) 常習化している冠水被害地域の速やかな解消に努めるとともに、高潮対策、海岸保全など、防災対策を充実し、いざという時の災害に強いまちづくりを進める。
- (ロ) 災害発生に伴う情報をより早く確実に住民に伝えるため、各戸への戸別受信機の整備など、情報伝達手段の強化を図る。

#### オ 消防・救急体制の充実

- (ア) 火災の発生を未然に防ぐため、市民・事業所に対する防災意識の啓発と指導に努める。
- (イ) 迅速な消火活動を展開するため消防団との連携強化に努めるとともに、消防施設・設備の充実を図る。
- (ロ) 迅速かつ高度な救命活動を展開するため、医療機関との連携を強化するとともに、救急・救助資機材の充実や高規格救急車の導入、救急救命士の養成・市民の応急処置技術の普及・向上などに努める。

**カ 防犯対策の推進**

- (7) 安全で安心できる生活環境を維持するため、地域・警察・学校・家庭が協力して、住民の目が行き届いた犯罪防止のまちづくりを推進する。
- (4) 市民生活の安全を確保するため、防犯設備の充実に努める。

**キ 交通安全対策の推進**

- (7) 交通安全推進組織と連携し、交通安全意識の高揚に努める。
- (4) 交通事故の発生を未然に防止するため、交通安全施設の整備を推進する。
- (9) 安全で、歩きやすい歩行空間を確保するため、ユニバーサルデザインを取り入れるなど、人に優しい歩道の整備を促進する。
- (E) 交通被害者及び加害者の不安を軽減するため、交通事故相談の充実に図る。

**ク 消費者対策の推進**

- (7) 消費生活センターを設置するとともに、県や商工団体などとの連携を図り、消費生活相談体制の充実に努める。
- (4) 消費者被害を未然に防止するため、住民への広報及び支援に努める。

**ケ 住民サービスの充実と効率的な行財政運営の推進**

- (7) 質の高い市民サービスを提供できる組織の構築や職員の育成に努めるとともに、計画的な定員管理と地域の課題に応じた弾力的な組織体制を整備する。
- (4) 長期的・総合的な展望のもと、常にコスト意識と問題意識を持って事業実施にあたり、効率的な行財政運営に努める。
- (9) 近隣市町との連携を図り、広域的な視野に立つ中で事務事業を効果的に推進する。

**【新市が実施する主要事業】**

事業名	事業概要
地域交流プラザ整備事業	市民や各種の団体が集い、連携し、様々な活動を展開することができる拠点として、多目的ホール、子育て支援センターなどの機能を併せ持つ複合施設を整備する。
コミュニティ活動拠点整備事業	地域コミュニティ活動の拠点となる公民館の整備を図るとともに、月見の里学遊館での住民票の発行など、より充実した機能整備を図る。また、公共施設の情報ネットワーク化を構築するとともに、各地域の公会堂などの整備を支援する。
市民参加促進事業	各種ボランティア団体やNPOの育成、行政と市民の協働による事業の推進など、市民が主体的に取り組む活動を支援する。
国際交流推進事業	アジアをはじめ、世界各国との海外交流事業を推進するとともに、国際交流協会への支援、市内在住外国人の支援などを進める。

## Ⅴ 新市の施策

事業名	事業概要
開かれた行政の推進	情報公開の徹底をはじめ、住民意識調査による住民ニーズの把握、計画の策定や規制の制定・改廃に伴う意見募集の制度化、審議会など委員の市民公募の推進など、政策形成過程への住民参加・参画を進め、住民の視点に立った透明性の高い行政経営を推進する。
男女共同参画推進事業	啓発活動をはじめ、各種審議会などへの女性委員の登用、男女がともに子育てに携わることのできる環境の整備など、男女が社会の対等な構成員として参画できるよう努める。
公共施設耐震対策事業	大規模震災時の避難拠点となる公共施設、輸送路となる橋梁、ライフラインとなる水道施設などの耐震化を進める。
地震対策支援事業	木造住宅耐震化促進事業をはじめ、家具転倒防止事業や防災ベット購入費補助事業など、各家庭における地震対策を支援する。
総合的治水対策事業	常習化している水害を解消するため、雨水貯留施設（調整池など）の設置、排水路の改良やポンプ施設の整備などによる総合的な治水対策を実施する。
防災拠点施設整備事業	消防・救急体制の効率化を図るとともに、本署、分署の管轄区域を見直すなど、新市の防災拠点を整備する。
防災無線整備事業	災害発生に伴う情報をより早く、確実に住民に伝達するため、戸別受信機の整備などを行う。
自主防災組織支援事業	防災意識啓発事業や自主防災資機材の整備など、自主防災組織の充実を支援する。
防犯まちづくりの推進	住民が「地域の安全は地域で守る」という意識のもと、地域をあげて取り組む自主的防犯活動を促進する。
交通安全施設整備事業	事故多発地点など危険な交差点の改良を行うとともに、自歩道や防護柵、道路反射鏡などの交通安全施設を計画的に整備する。
消費生活相談体制整備事業	消費生活センターを設置するとともに、消費生活相談体制の充実を図る。
効率的な行政の推進	民営化や民間委託、PFI（公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法）を活用するとともに、人事や財務、行政評価に民間の経営手法を積極的に取り入れるなど、生産性の高い行政経営を推進する。

## VI 新市における静岡県事業の推進

新市は、静岡県の諸施策と協働して計画的なまちづくりを推進する。

### 1 静岡県に要望する事業

#### (1) 総合交通体系の整備

分野・施策	主要事業概要	地区名・路線名等
活力の基盤となる総合交通体系の整備	新市の地域内交流を強化する南北幹線道路の整備	(仮)森町浅羽インター通り線（浜北袋井線、町道湊浅岡諸井線県道認定を要望）
	地域内の都市核を結ぶ幹線道路の整備	(仮)浅羽東部線（県道認定により新設）
	市民生活や産業活動を支える主要道路の整備	(仮)浜松御前崎海岸道（国道150号バイパス）
		磐田掛川線
		袋井大須賀線
		袋井小笠線
		浜松袋井線
		山梨敷地停車場線
		横川磐田線
(仮)浜松小笠山線		

#### (2) 防災対策の推進

分野・施策	主要事業概要	地区名・路線名等
防災先進県としての充実した防災対策の推進	安全な市民生活を支える水害対策（河川改修事業）	沖之川
		宇刈川
		小笠沢川
	安全な市民生活を支える災害対策（急傾斜地崩壊対策事業）	馬ヶ谷地区
		大谷地区

#### (3) 自然との共生の推進

分野・施策	主要事業概要	地区名・路線名等
海岸の保全及び活用	海岸環境整備事業	福田漁港～浅羽海岸



(4) 地域の発展を牽引する都市機能・住空間の高度化

分野・施策	主要事業概要	地区名・路線名等
JR愛野駅・小笠山総合運動公園周辺環境の整備	小笠山総合運動公園周辺整備事業	豊沢地区開発

(5) 学校における人づくりの推進

分野・施策	主要事業概要	地区名・路線名等
学校における人づくりの推進	新市の将来を担う人材の育成	中高一貫教育の推進

2 静岡県が予定する事業

(1) 総合交通体系の整備

分野・施策	主要事業概要	地区名・路線名等
活力の基盤となる総合交通体系の整備	地域内の都市核を結ぶ幹線道路の整備	袋井春野線
	市民生活や産業活動を支える主要道路の整備	中野諸井線

(2) 防災対策の推進

分野・施策	主要事業概要	地区名・路線名等
防災先進県としての充実した防災対策の推進	安全な市民生活を支える水害対策（河川改修事業）	太田川
		原野谷川
		弁財天川
		敷地川
		蟹田川
	砂防事業	三沢川
	急傾斜地崩壊対策事業	大日道白ヶ谷地区 宇刈時ヶ谷地区
松くい虫防除等事業	中遠管内（浅羽地区）	

(3) 豊かな産物を提供する農林水産業の支援

分野・施策	主要事業概要	地区名・路線名等
農林業の活性化を促す 生産基盤の整備	県営農業水利施設保全更新事業	袋井地区 弁財天川地区
	県営経営体育成基盤整備事業	春岡地区
	県営湛水防除事業	袋井地区
		浅羽地区
	県営かんがい排水事業	大井川用水掛川幹線 地区
都市と農村との交流を 促す田園空間の整備	田園空間整備事業	遠州南部地区

(4) 環境への負荷の少ない循環型社会の構築

分野・施策	主要事業概要	地区名・路線名等
良質な水の安定供給	遠州広域水道用水供給事業	袋井・浅羽地区

(5) 自然との共生の推進

分野・施策	主要事業概要	地区名・路線名等
海岸の保全及び活用	水産生産基盤整備事業 (サンドバイパス事業)	福田漁港～浅羽海岸
	侵食対策事業 (サンドバイパス事業)	

## Ⅶ 公共施設の適正配置と整備

公共施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、交通・情報通信網といった基盤整備の状況、市域全体のバランスや財政状況などを考慮しながら計画的に進める。整備にあたっては、既存の公共施設を有効に活用するなど、行財政の効率化を基本としながら、住民の利便性や住民サービスの低下を招かないように努める。

また、新市の庁舎については、既存施設の有効活用の観点から現袋井市役所を活用する。現浅羽町役場については、住民生活に密着した行政サービスの提供拠点として、支所機能とともに、分庁機能を併せ持たせることにより、適正な組織の維持と人員配置を図り、本庁と支所を結ぶ情報ネットワークの形成など効率的な機能の整備を行う。

Ⅷ 財政計画（普通会計）

平成17～24年度：決算数値

平成25年度：予算数値

平成26～31年度：見込数値

1 歳入

(百万円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
地方税	13,898	13,788	15,039	15,229	14,573
地方譲与税	939	1,167	496	483	456
交付金	1,795	1,774	1,487	1,447	1,386
地方交付税	1,779	1,383	1,270	1,617	2,402
分担金及び負担金	319	331	352	368	383
使用料及び手数料	428	423	409	322	296
国庫支出金	1,828	1,849	2,701	3,536	5,099
県支出金	2,200	1,294	1,965	1,588	1,547
繰入金	60	64	41	741	520
地方債	4,245	2,198	2,639	3,807	3,974
その他	1,817	1,679	1,964	1,177	2,393
合計	29,308	25,950	28,363	30,315	33,029

2 歳出

(百万円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	4,415	4,446	4,346	4,407	4,660
扶助費	2,202	2,216	2,467	2,678	2,835
公債費	3,335	3,127	3,123	4,084	4,076
物件費	4,601	3,946	3,765	3,599	3,989
維持補修費	136	177	149	145	172
補助費等	3,887	3,503	3,859	5,261	6,329
繰出金	2,499	2,453	2,520	2,277	2,320
積立金	2,173	629	929	29	386
投資・出資・貸付金	0	15	0	8	0
普通建設事業費	5,204	4,508	6,715	6,553	7,333
災害復旧事業・予備費	2	0	0	0	0
合計	28,454	25,020	27,873	29,041	32,100

歳入（つづき）

（百万円）

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地 方 税	14,143	14,440	14,448	14,261	14,720
地 方 譲 与 税	445	433	407	384	384
交 付 金	1,334	1,296	1,229	1,175	1,660
地 方 交 付 税	3,001	3,410	3,389	3,084	3,050
分 担 金 及 び 負 担 金	374	402	417	434	434
使 用 料 及 び 手 数 料	304	320	321	318	319
国 庫 支 出 金	3,634	3,389	3,108	4,689	3,232
県 支 出 金	1,780	1,713	1,748	1,907	1,679
繰 入 金	224	337	393	40	194
地 方 債	3,999	3,044	3,788	5,155	4,340
そ の 他	1,796	1,845	1,839	4,415	1,838
合 計	31,034	30,629	31,087	35,862	31,850

歳出（つづき）

（百万円）

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人 件 費	4,535	4,762	4,531	4,777	4,624
扶 助 費	4,215	4,496	4,588	4,788	5,027
公 債 費	4,355	4,200	4,181	4,978	3,982
物 件 費	3,754	4,148	4,106	5,374	4,903
維 持 補 修 費	250	175	203	323	190
補 助 費 等	4,757	4,953	5,061	4,867	4,850
繰 出 金	3,079	2,936	3,012	3,121	3,240
積 立 金	165	14	141	344	450
投 資 ・ 出 資 ・ 貸 付 金	0	0	0	0	0
普 通 建 設 事 業 費	4,927	3,843	4,007	7,230	4,524
災 害 復 旧 事 業 ・ 予 備 費	0	129	40	60	60
合 計	30,037	29,656	29,870	35,862	31,850

Ⅷ 財政計画

歳入（つづき）

（百万円）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
地 方 税	14,500	14,649	14,834	14,572	14,725
地 方 譲 与 税	384	384	384	384	384
交 付 金	1,819	2,018	2,018	2,018	2,018
地 方 交 付 税	3,000	2,900	2,700	2,600	2,500
分 担 金 及 び 負 担 金	434	434	434	434	434
使 用 料 及 び 手 数 料	319	320	320	320	320
国 庫 支 出 金	3,355	3,170	3,517	3,501	3,517
県 支 出 金	1,688	1,697	1,748	1,829	1,839
繰 入 金	250	300	0	0	0
地 方 債	4,130	4,070	3,000	3,000	2,800
そ の 他	1,721	1,658	1,795	1,842	1,863
合 計	31,600	31,600	30,750	30,500	30,400

歳出（つづき）

（百万円）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
人 件 費	4,624	4,606	4,569	4,523	4,537
扶 助 費	5,278	5,542	5,819	6,110	6,416
公 債 費	3,877	3,533	3,693	3,685	3,498
物 件 費	4,903	4,903	4,854	4,805	4,757
維 持 補 修 費	190	190	190	190	190
補 助 費 等	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
繰 出 金	3,324	3,442	3,563	3,683	3,778
積 立 金 ・ 公 課 費	50	50	50	50	50
投 資 ・ 出 資 ・ 貸 付 金	0	0	0	0	0
普 通 建 設 事 業 費	4,594	4,574	3,252	2,694	2,414
災 害 復 旧 事 業 ・ 予 備 費	60	60	60	60	60
合 計	31,600	31,600	30,750	30,500	30,400

## 財政計画の作成にあたって

新市の財政計画の作成にあたっては、健全な財政運営を行うことを基本として、計画的な事業の実施や行財政運営の効率化を推進するため、平成17年度から平成31年度までの15年間の計画期間内における財政状況を表すものである。

新市建設計画策定時においては、過去の実績（決算額）を考慮し、予算科目ごとの伸び率等を勘案しながら、平成17年度から平成26年度までの10年間の推計を行った。

平成25年度の財政計画の改定においては、

- ① 平成17年度から平成24年度までの数値は、それぞれの年度の決算数値
- ② 平成25年度は、予算数値（平成25年9月補正後の予算額に、平成25年度に繰り越した予算額を加えたもの）
- ③ 平成26年度から平成31年度までの数値は、改定時に想定される後年度予定事業費及び財源について積算した結果を集計した上で、社会経済情勢（平成26年4月から消費税率8%、平成27年10月から消費税率10%に増税されると仮定）なども考慮しながら推計したものである。

平成25年度改定時の平成26年度以降の推計に当たっての考え方は、次のとおりである。

### 1 歳入

#### (1) 地方税

市民税については景気動向や税制改正などによる影響、固定資産税や都市計画税は地価の下落率や評価替えなどによる影響を考慮し、推計した。

#### (2) 地方交付税

普通交付税については、平成27年度までは合併算定替え、平成28年度から平成31年度までは合併算定替えの特例加算分を段階的に減額されるものとして推計した。

特別交付税については、配分割合を平成25年度は6%、26年度は5%、平成27年度以降は4%と段階的に縮減されるものとして推計した。

#### (3) 交付金

地方消費税交付金は、消費税が平成26年4月に8%、平成27年10月に10%に増税されると見込み推計した。

また、自動車取得税交付金は、平成27年10月に自動車取得税が廃止されるものとして推計した。

他の交付金は平成25年度と同額とした。

#### (4) 分担金・負担金、使用料及び手数料

平成25年度と同額とし、使用料は消費税が平成26年4月に8%、平成27年10月に10%に増税されると見込み推計した。

#### (5) 国庫支出金・県支出金

過去の実績などを基本に算定するとともに、新市建設計画事業分と合併に係る財政支援（補助金・交付金）を見込んだ。

(6) 繰入金

年度間の財源を調整するための財政調整基金などを効率的に活用することとした。

(7) 地方債

新市建設計画事業に伴う合併特例債・通常債及び臨時財政対策債を見込んだ。

2 歳出

(1) 人件費

退職者の5割補充を前提とした一般職職員の削減、共済費等の制度改革を見込んだ。また、退職金は基金の活用を前提とし、年4億円として見込んだ。

(2) 扶助費

過去の実績、合併による影響を考慮し、毎年の伸び率を5%として算定した。

(3) 公債費

平成24年度までの地方債に係る償還予定額に、平成25年度以降の発行見込額によって生じる元利償還金を加えて推計した。

(4) 物件費

消費税が平成26年4月に8%、平成27年10月に10%に増税されると見込み推計した。

また、事務経費の削減努力を考慮し、毎年の伸び率を△1%で算定した。

(5) 補助費等

平成25年度の予算額を基礎に、過去の実績などにより算定した。

(6) 繰出金

特別会計などへの過去の実績などにより算定した。

(7) 普通建設事業費

新市建設計画事業とその他普通建設事業を実施するための事業費を見込んだ。

平成25年度は平成24年度の緊急経済対策による補正予算分の繰越額約23億円を含む。



# 資 料

- 袋井市・浅羽町合併協議会規約
- 袋井市・浅羽町合併協議会委員名簿

## ○ 袋井市・浅羽町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 袋井市及び浅羽町(以下「関係市町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、袋井市・浅羽町合併協議会とする。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 関係市町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、関係市町の合併に関し必要な事項  
(事務所)

第4条 協議会の事務所は、袋井市の区域内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員(副会長を含む。以下同じ。)をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、関係市町の長が協議して、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 関係市町の長及び助役
  - (2) 関係市町の議会の議長
  - (3) 関係市町の議会ごとに選出された議員各2人
  - (4) 関係市町の長が協議により定めた学識経験を有する者13人以内
- 2 関係市町の長は、協議により前項第4号の委員として法第4条第1項の代表者を加えることができる。
- 3 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議に出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(職員等の出席)

第11条 会長は、必要があると認めるときは、関係市町の職員等を会議に出席させて、説明を求めることができる。

(小委員会)

第12条 協議会は、担当事務の一部について調査及び審議を行うため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第13条 会議に付すべき事項について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局及び職員)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、関係市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第15条 協議会に要する経費は、補助金その他協議会に属する収入及び関係市町からの負担金をもって充てる。

2 前項の負担金の割合は、関係市町の長が協議して定める。

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、会長の属する市町の監査委員に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた者(以下「監査委員」という。)は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第18条 協議会の会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

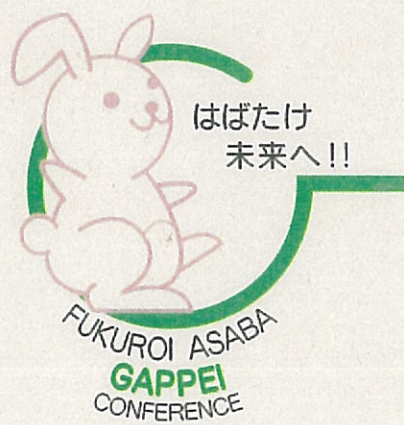
この規約は、関係市町の長が協議して定めた日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年9月30日から施行する。

○ 袋井市・浅羽町合併協議会委員名簿

職名	氏名	職又は選出市町	委員区分
会長	原田英之	袋井市長	7条1項1号委員 (市町の長及び助役)
副会長	村松駿一	浅羽町長	〃
委員	小池幸徳	袋井市助役	〃
	鈴木侑夫	浅羽町助役	〃
	伊豫田貞雄	袋井市議会議長	7条1項2号委員 (議会議長)
	久保田龍平	浅羽町議会議長	〃
	鈴木康彦	袋井市議会議員	7条1項3号委員 (議会選出議員)
	大庭通嘉	袋井市議会議員	〃
	金原幸雄	浅羽町議会議員	〃
	下山好治	浅羽町議会議員	〃
	井原昭和	袋井市	7条1項4号委員 (学識経験者)
	芝田和子	袋井市	〃
	塚本正樹	袋井市	〃
	沼野榮	袋井市	〃
	石原多多良	浅羽町	〃
	岡本寛二	浅羽町	〃
	新海智美	浅羽町	〃
	武田賢一	浅羽町	〃
	岡村禎之	共通	〃
鈴木貞子	共通	〃	
鈴木孝治	共通	〃	
鈴木勝	共通	〃	
高曾根幸弘	共通	〃	



はばたけ  
未来へ!!

FUKUROI ASABA  
**GAPPEI**  
CONFERENCE